

## 第3章 基本的な施策の推進

### 1 基本理念

#### (1) 県民の生活の質の維持及び向上

医療費適正化のための具体的な取組は、今後の県民の健康と医療の在り方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものとします。

#### (2) 超高齢社会の到来への対応

愛媛県の75歳以上人口は、27年度(2015年度)の218千人から2030年度には273千人になると推計されています。

医療費適正化のための具体的な取組は、こうした超高齢社会の到来に対応することが必要です。

### 2 医療費適正化に向けた目標

#### (1) 県民の健康の保持の推進に関する達成目標

国の政策目標及び基本方針並びに愛媛県健康増進計画等の目標に即して、具体的な数値目標は次のとおりとします。

項目	現状		目標
特定健康診査の受診率	平成27年度(2015年度) 43.1%	⇒	2023年度 70%以上
特定保健指導の実施率	平成27年度(2015年度) 23.7%	⇒	2023年度 45%以上
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(特定保健指導の対象者の減少率)	平成20年度(2008年度)と比べた 平成27年度(2015年度)の減少率 17.12%	⇒	平成20年度(2008年度)と比べた 2023年度度の減少率 25%以上
成人の喫煙率	平成27年度(2015年度)の喫煙者割合 17.5%	⇒	2023年度の喫煙者割合 8.2%

上記数値目標の達成につながる取組のほか、生活習慣病の重症化予防や予防接種をはじめとするその他の予防・健康づくりの推進に取り組み、県民の健康の保持を目指します。

#### (2) 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

県民の健康保持の推進に関する達成目標と同様の観点から、具体的な数値目標は次のとおりとします。

項目	現状		目標
後発医薬品の使用促進	平成 28 年度 (2016 年度) 使用率 69.3%	⇒	2023 年度の 使用率 80%以上

上記数値目標の達成につながる取組のほか、重複投薬や複数種類医薬品の適正化等、医薬品の適正使用等に取り組み、適切な医療の効率的な提供を目指します。

### (3) 医療費の見込み

区 分	医療費の見込み
平成 26 年度 (2014 年度) 実績	4,993 億円
2023 年度 (自然体)	5,835 億円
2023 年度 (適正化効果)	67 億円
2023 年度医療費の見込み	5,768 億円

国が医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成 28 年厚生労働省告示第 128 号）（以下、「基本方針」という。）の中で示した推計方法により医療費の見込を算出しています。

参考：推計方法について

○自然体の医療費（医療費適正化の取組を行う前）

- ・平成 26 年度（基準年度）の 1 人当たり医療費 ×（平成 26 年度～2023 年度（推計年度）までの 1 人当たり医療費の伸び率） × 2023 年度の都道府県別推計人口
- ・病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた医療費（2 次医療圏単位の積み上げ）  
2023 年度の患者数（人日）の見込み × 1 人当たり医療費（推計・病床機能区分に応じ設定）

○適正化効果額

- ・特定健診等の実施率の達成による適正化効果額  
（推計式のイメージ）  
 $\{(\text{平成 25 年度の特健健診の対象者数} \times 0.7 \times 0.17 \times 0.45 - \text{平成 25 年度特定保健指導の実施者数}) \times \text{特定保健指導による効果額}\} \div \text{平成 25 年度の入院外医療費} \times \text{2023 年度の入院外医療費 (推計)}$
- ・後発医薬品の普及による適正化効果額  
（推計式のイメージ）  
 $\{\text{平成 25 年 10 月時点のデータから算出される後発品のある先発品を 100\%後発品に置き換えた場合の効果額} \div (1 - \text{平成 25 年 10 月の数量シェア}) \times (0.8 - 0.7)\} \times 12 \div \text{平成 25 年度の入院外医療費} \times \text{平成 35 年度の入院外医療費 (推計)}$
- ・人口 1 人当たり入院外医療費の地域差縮減を目指す取組の適正化効果額  
（推計式のイメージ：糖尿病に関する取組）  
 $\{\text{平成 25 年度の 40 歳以上の糖尿病の 1 人当たり医療費} - \text{平成 25 年度の全国平均の 1 人当たり}$

医療費) ÷ 2 × 平成 25 年度の 40 歳以上の人口} ÷ 平成 25 年度の入院外医療費 × 2023 年度の入院外医療費 (推計)}

(重複投薬の適正化に関する取組)

(平成 25 年 10 月時点で 3 医療機関以上からの重複投薬に係る調剤費等のうち 2 医療機関を超える調剤費等の 1 人当たり調剤費等 × 平成 25 年 10 月時点で 3 医療機関以上から重複投薬を受けている患者数 ÷ 2) × 12 ÷ 平成 25 年度の入院外医療費 × 2023 年度の入院外医療費 (推計)}

(複数種類の医薬品投与の適正化に関する取組)

{(平成 25 年 10 月時点で 15 種類以上の投薬を受ける高齢者 (65 歳以上) の 1 人当たり調剤費等 - 平成 25 年 10 月時点で 14 種類の投薬を受ける高齢者 (65 歳以上) の 1 人当たり調剤費等) × 平成 25 年 10 月時点で 15 種類以上の投薬を受ける高齢者 (65 歳以上) 数 ÷ 2} ÷ 平成 25 年度の入院外医療費 × 2023 年度の入院外医療費 (推計)}

### 3 関係機関等の役割

医療費適正化の取組については、国、県及び保険者等がそれぞれの役割の下、推進していく必要があります。

#### (1) 基本方針に基づく役割分担等

※「基本方針」を踏まえて記載。

##### ①国の取組

国は、被保険者の健康課題を踏まえた保健事業全般の推進を図るため、保険者等が策定するデータヘルス計画の精度を向上させるための支援や保険者等が保健事業を実施する上で活用する民間事業者の育成・普及を行うとともに、保険者努力支援制度の運用、保険者等に対するインセンティブの強化等、保健事業推進に必要な環境整備を行います。

たばこ対策については、受動喫煙対策の強化、普及啓発及び禁煙支援等に取り組みます。

予防接種については、啓発のほか、研究開発の推進やワクチンの供給確保等に必要な措置、従事者研修の実施に必要な措置、予防接種の有効性、安全性の向上を図るための調査研究の実施、副反応報告制度の運用、健康被害への救済についても円滑な運用を行います。

生活習慣病の重症化予防については、日本健康会議とも連携しつつ、民間事業者の育成や普及に加え、効果的な事例の収集、提供等、保険者等を支援します。

その他、個人の健康づくりに向けた自助努力を喚起する取組が推進されるよう取り組んでいきます。

後発医薬品の使用促進については、安心に係る啓発、情報提供を進めるとともに、安全供給体制の確保について製造販売業者への指導等を行います。医薬品の適正使用の推進については、医療関係者や保険者等と連携し、国民に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性の周知や処方医との連携を通じたかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化のための支援等を行います。

## ②県の取組

県は、医療提供体制の整備を推進し、保険者等の取組の進捗状況を踏まえて保険者協議会を通じ必要な協力を求める等、県医療費適正化計画の推進、目標達成に向け、主体的な取組を行うほか、平成 30 年度からは国民健康保険の財政運営の責任の主体としての保険者機能の発揮という役割を担います。

## ③保険者等の取組

保険者等は、医療保険の運営主体としての役割に加え、保健事業の実施主体として、データヘルス計画に基づき事業を実施しています。今後は、被保険者の健康課題も踏まえ、より効果的・効率的な事業実施が期待されています。

また、後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用の推進のため、自己負担差額通知の取組や訪問指導等の実施に加え、県が医療計画や医療費適正化計画を作成の際には保険者協議会として意見を出すことも期待されています。

## ④医療の担い手等の取組

医療の担い手等（高齢者の医療の確保に関する法律第 6 条に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手並びに医療法第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者をいう。）は、特定健康診査等の実施や医療の提供に際して、質が高く効率的な医療を提供するとともに、保険者等の保健事業の実施に当たっては、保険者等と連携した取組が求められます。

また、病床機能の分化及び連携を進めるに当たっては、各構想区域（本県は二次医療圏域と同じ）に設置している地域医療構想調整会議における地域の関係者による協議に基づき、各医療機関の役割に応じた自主的な取組を進めることが期待されています。

また、後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用にも関係者と連携した取組が期待されています。

## ⑤大学等学術機関の取組

大学等学術機関は、医療の担い手である人材の育成や地域の現状を踏まえた人材の確保に取り組むとともに、関係機関と連携し、医療費等の現状分析、分析結果を踏まえた対応策の検討において、専門的立場から関与することが期待されています。

## ⑥県民の取組

県民は、常に自らの健康の保持増進に努めることが必要であり、健康情報の把握に努め、保険者等の支援も受けながら、積極的に健康づくりに取り組み、また、医療を適切に受けるよう努めることが期待されています。

## (2) 本県の取組体制

本県では、これまでも医療費適正化計画に掲げた目標達成に向け、施策の推進に努めてきましたが、平成 30 年度からは、国民健康保険制度においても市町と共同保険者としての役割を担い、保険者としてますます医療費適正化に向けた主体的な取組が求められています。

このため、県民の健康の保持・増進を図りつつ、医療費の適正化が図られるようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供できるよう関係団体等と一体となった取組を推進していく必要があります。

そこで、学識経験者、医療関係団体、地域保健、保険者、受給者の各関係者で構成する「愛媛県医療費適正化計画推進会議」において、第 3 期医療費適正化計画の毎年度の進捗管理、進捗状況を踏まえた柔軟かつ機動的な施策の追加・変更に係る検討等を行うこととしています。

さらに、推進会議には、愛媛県保険者協議会（以下、「協議会」という。）事務局である愛媛県国民健康保険団体連合会とも連携した運営を行っていきます。

## 4 目標を達成するために取り組む施策

医療費適正化に向けた取組については、県のみならず、医療関係者や保険者、市町、県民が、それぞれの役割分担の下、取組を行っていくことが重要です。この考えに基づき、医療費適正化に向け、医療関係者や行政等は協力・連携し、必要な施策として次のような取組を行います。

### 【県民の健康の保持の推進】

#### (1) 特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の向上

##### ①周知、意識啓発の実施

保険者等や医療関係者等の関係機関は連携し、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群に対する保健指導に加え、メタボリックシンドローム非該当者に対しても、関係機関と連携して一般的な健康増進対策（以下、「ポピュレーションアプローチ」という。）等の効果的な健康増進対策を行うとともに、保険者等や行政は、特定健診制度・特定保健指導の周知や生活習慣病予防に対する意識啓発を行います。

##### ②保険者等による特定健診結果の活用の推進

保険者等は特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の結果について、レセプトデータと照合し、必要な受診勧奨を行い重症化予防に努めます。また、特定保健指導との関連性について、その効果を図るため経年的にデータを集積し、被保険者の実情に応じた対策を講じます。

なお、特定健診結果のデータや特定保健指導の参考となるデータについては、協議会や

県が共有することにより、保険者の枠を超え、経年的で横断的な評価が可能になることから、県全体を対象とする施策の展開に向け、現状把握や方向性の検討にあたり活用する等、更なる有効活用を図ります。

### ③協議会との連携

協議会は、県内の主たる保険者等や県で組織しており、特定健診や特定保健指導などの医療費適正化対策における情報提供や調査・分析、保険者に対する助言や援助、関係者間の連絡調整としての役割を担っています。

このため、県は、協議会と連携して、各保険者等から提供される特定健診結果等のデータを分析し、地域性・職域性・年齢段階別特性、更には、追跡調査・保健指導の結果の状況を調査する等の有効活用を図ります。

調査・分析にあたって県は、保健所、大学等の専門医等をメンバーとし、協議会に設置されている調査分析等検討部会と協力して、国が公表したデータや保険者等有する情報等を活用して分析・評価を行い、その結果に基づき、協議会等や県民健康づくり運動推進会議の専門委員会に設置した「地域・職域連携推進部会」（以下、「推進部会」という。）において、特定健診・保健指導の精度管理に努めるとともに、愛媛県医療費適正化計画推進会議において、本計画の進捗状況管理に努めます。

なお、これらの調査結果については各保険者に還元するとともに、県と協議会は連携して、調査結果に基づき、効果的な保健事業や保健指導のあり方を検討します。

### ④県内に事務所を有する保険者による特定健診の推進に対する支援

県は、協議会と連携し、特定健診対象者が、隣接県も含めそれぞれの住まいに近い場所での受診が可能となるよう、県内医療機関と締結する集合契約の枠組みを有効的に活用するための支援・調整や隣接県の医師会等との協議について支援を行います。

具体的には、医療機関を中心とした県医師会との集合契約においては、県医師会と連携して特定健診を実施する医療機関数の拡大に努め、特定健診対象者の利便性の向上を図ります。

また、集団健診を実施する場合にあっては、早期に県内市町における集団健診の実施予定を把握し、県内各医療保険者に通知し、医療保険者が特定健診対象者に特定健診の受診可能医療機関や集団健診箇所を周知することにより、効率的な健診の実施に努めます。

なお、必要に応じて、集団健診等における保険者間の調整を実施します。

### ⑤県外に事務所を有する保険者による特定健診の推進に対する支援

県外に事務所を有する保険者（以下、「県外保険者」という。）については、その規模等により、受診機関の確保が困難となることが考えられます。

このため、県外保険者から受診機関との契約等について依頼があった場合は、県は、協

議会と連携して集合契約の枠組みを利用した健診データ・費用の支払い等の事務処理方法を調整することにより、地元での健診機会の確保に努めます。

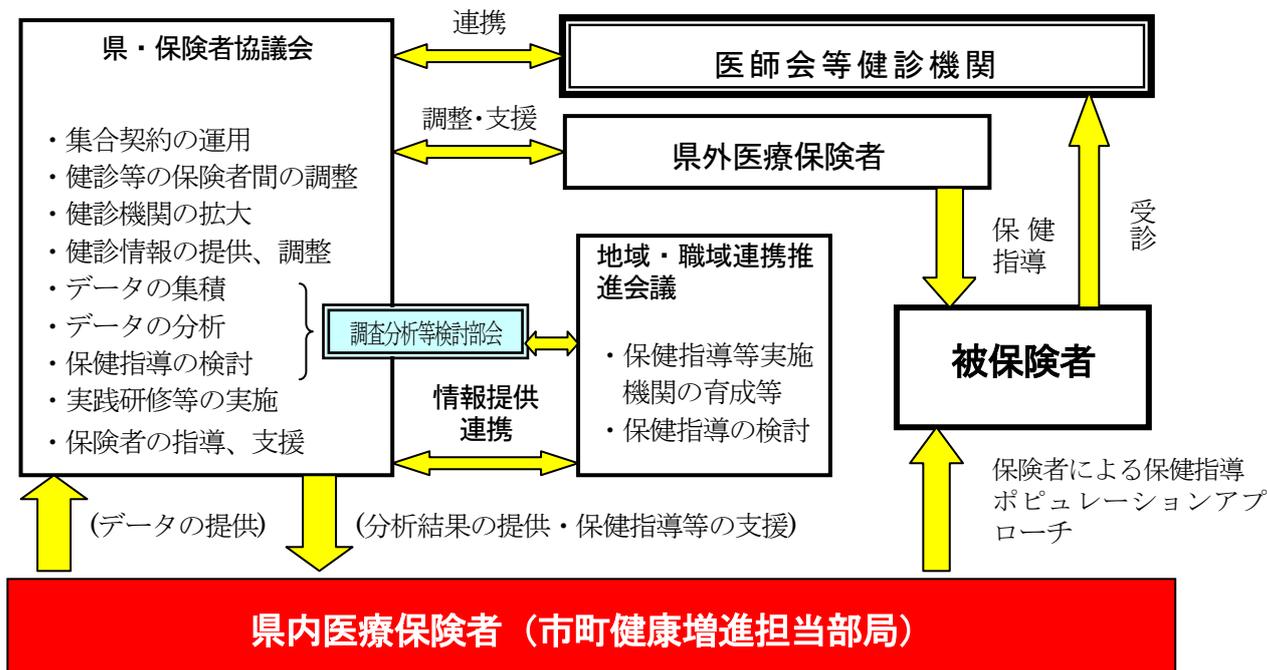
### ⑥保険者による保健指導の推進に対する支援

県は協議会と連携して、特定健診の実施結果に基づき調査した資料に基づき、保健指導の実施状況や先進的な事例等を分析して、効果的な特定保健指導のあり方についての検討を踏まえ、保険者が行う特定保健指導に対して、その保健指導が適切かつ効果的なものとなるよう、保険者に対する助言・援助、先進事例の横展開等を行うとともに、保健師、管理栄養士等を対象にして、県の関係機関と協議会が連携した実践研修を実施します。

また、保険者が特定保健指導をアウトソーシングする場合において、県と協議会は、推進部会と連携し、委託先事業者の実態の把握に努め、情報を提供します。

さらに、特定健診実施機関が健診から保健指導まで一貫して取り組むことも、被保険者の利便性の向上に繋がることから、特定健診実施機関による保健指導の実施について県医師会と連携してその拡大に努めます。

(特定健診・特定保健指導を推進するための関係機関の連携イメージ)



### (2) たばこ対策

喫煙による健康被害を回避することが重要であることから、行政、医療機関等の関係機関は、県民一人ひとりが、受動喫煙等の健康被害についての正しい知識を習得するとともに、喫煙者がマナーを守るよう、情報の提供や知識の啓発を行います。

また、学校教育の場、地域、家庭を巻き込んだ包括的な取組を行い、地域や職場において「えひめ愛の禁煙・分煙施設認定制度」を進めます。

たばこは依存性が強いため、個人の努力だけに期待するのではなく、禁煙希望者が、身近に禁煙サポートが受けられるよう保険者等が行う保健事業の場や医療サービスの場を活用し、行政も積極的な取組を行います。

### (3) 予防接種対策

市町や保険者の情報発信に加え、県では、全国規模で進められる「子ども予防接種週間」のお知らせのほか、インフルエンザや子宮頸がん（ヒトパピローウイルス HPV）、高齢者の重篤化が問題とされる肺炎球菌性肺炎に対する予防接種等、全世代を対象とする予防接種の種類や副反応等の正しい知識についてHPへ掲載することにより、情報の提供や知識の啓発を行っています。

引き続き、HP等を活用し、新たな情報等の発信に努めます。

### (4) 生活習慣病対策及び重症化予防対策

また、生活習慣病対策として、保険者が行う保健指導に加え、ポピュレーションアプローチに取り組むことにより、広く生活習慣病対策を講じることとなるため、更なる医療費適正化に資することとなります。

生活習慣病予防の成果を効果的に発揮するためには、保険者による効果的な保健指導等に加えて、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用していない者のうちメタボリックシンドローム該当者等、あるいは、メタボリックシンドローム非該当のハイリスク者、さらにはすべての世代を対象として、ポピュレーションアプローチを適切に実施することが重要と考えます。

このため、保険者は、特定健診・保健指導を実施するほか、40歳未満の者あるいはメタボリックシンドローム非該当者を含めた地域住民に対しポピュレーションアプローチを実施します。

県は、県民の健康づくり意識の醸成に努めるとともに、市町や関係機関・団体等に対する協力要請、連携・調整、そして全県的な健康づくり運動を推進する役割を担います。

また、保健所においては、専門的能力やこれまでの技術的な蓄積を生かして、市町における保健サービスが円滑に実施されるよう、管轄する市町の健康関連情報の収集及び解析を行うとともに、地域の健康課題を明らかにするための調査研究、市町計画の策定支援、健康づくり事業における人的・技術的な支援に努めることとします。

特に、内臓脂肪の蓄積に着目した生活習慣病対策については、本計画及び県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に基づき、県は、保険者協議会、推進部会ほか関係機関と連携して、保険者が行う保健指導に加え、メタボリックシンドローム非該当者までを含めた地域住民に対して市町等が行うポピュレーションアプローチを支援します。

また、例えば生活習慣病のうち糖尿病では、重症化し人工透析に移行した場合には、個人の生活の質（QOL）が著しく低下することに加え、多額の医療費が必要になることも指摘されており、罹患後の対策も重要となっています。

そこで、生活習慣病等の症状の進展、合併症の発症等の重症化予防のためには、都道府県、保険者、地域の医療関係団体等が連携を図り、関係者が一体となって取組を行うことが重要であることから、本県では、平成 29 年 3 月に県医師会、県糖尿病対策推進会議と協同して「愛媛県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定したところです。プログラムにより、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者への受診勧奨、保険者とかかりつけ医が連携した保健指導、かかりつけ医と専門医や歯科医師等が連携した患者中心の医療の提供を推進します。

## （5）その他予防・健康づくりの推進

### ①県の取組を含む施策の概況

生活習慣病等の予防の重要性に対する理解を促進するためには、すべての世代を対象に、県民健康づくり運動の強化が重要です。

ポピュレーションアプローチは、市町の普及啓発活動が中心となりますが、個別に異なったテーマで実施するのでは、日常生活への浸透が困難と考えられるため、県、市町、関係団体、民間事業者が統一したテーマで県民参加型の健康づくり運動を展開することにより、運動の重点化を図ることが必要です。

そこで、「えひめ健康づくり 21」では、国の「健康日本 21（第 2 次）」に沿って、県における健康対策の課題を基に、健康づくり運動を充実、発展させるため、次の取組を展開しています。

#### ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命を少しでも延ばし、平均寿命との差を縮めることができればより充実した生活となります。県民一人ひとりが、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などを意識した健康づくりに取り組むとともに、健康に影響を与えている社会的要因等に対する認識を高め、健康格差を解消するための手段について引き続き検討を行います。

#### ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防とともに、適切な時期に治療を継続的に行う等の重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

#### ・社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた身体とこころの健康の維持向上に社会全体でそれぞれの役割に応じた取組を行います。

#### ・健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康を支え、守るための地域のつながりの強化や健康づくり活動に取り組む企業・団体の増加などの環境の整備を目指します。

- ・栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

〔栄養・食生活〕

ヘルシーメニューに取り組む飲食店や特定給食施設の充実等の健康な社会環境づくりや行政、食生活改善推進連絡協議会等の各種団体による情報・知識の提供の機会の増加に努めながら、県民が望ましい食生活を実践できるよう取り組みます。

〔身体活動・運動〕

県民が、日常生活において、散歩やサイクリング等の運動習慣の定着を図れるよう、運動に取り組みやすい環境整備を推進します。

〔休養、飲酒〕

規則正しい睡眠習慣についての適切な知識や節度ある適度な量の飲酒の知識などの普及、啓発に取り組みます。

〔歯・口腔の健康〕

8020 運動等を通じ、口腔管理の大切さの普及啓発に努めるとともに、高齢期における口腔機能の維持等に取り組みます。

また、保険者等においては、各被保険者を対象としたデータヘルス計画に基づく種々の保健事業が実施されているところであり、例えば、特定健康診査以外の健診・検診について、健診時の同時受診が可能な体制とする実施上の工夫等も行っています。

各保険者等や市町においては、次のような取組を既に実施しているところがあります。

## ②個人インセンティブ事業の推進

市町では、自市町内の住民等対象の健康づくり事業の一環として、例えば、毎日の歩数や健康関連事業への参加をポイント化し、運動施設利用券や記念品と交換する等、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組が広がりつつあります。

県民一人ひとりが、自らの健康を意識し、例えば、各機関や団体、行政が実施している保健事業を積極的に活用する等の具体的な個人の行動につながるよう、各事業実施主体や県では、情報提供の仕方についても工夫していきます。

## ③重複・頻回受診の適正化等の推進

保険者は、レセプトデータから一定の基準により抽出された受診者に対して、保健師等による訪問指導により、適正な受診勧奨を行います。また、高齢者の被保険者に対しては、高齢者の特性を踏まえた低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防に向けた保健指導の実施についても検討します。必要に応じ、県及び協議会は具体的又は先進的な事例を

保険者に提供することにより、支援を行います。

#### ④歯科口腔保健の推進

各年齢期に応じたう蝕・歯周病予防を進め、80歳で自分の歯を20歯以上保つ8020運動を基本に、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進に向け、関係団体や県等は啓発を行うとともに、保険者や市町は、成人を対象とした歯科検診の拡大、事業所における歯周疾患予防のための活動、フッ化物の応用の推進、高齢者の特性を踏まえた歯科検診、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理推進等、歯科口腔保健事業を実施します。

県は、へき地や離島の歯科医療の確保に努めるほか、巡回歯科医療活動の充実を図ります。県歯科医師会と連携し、在宅歯科医療連携室を設置し、地域における要介護高齢者等への訪問歯科診療をはじめ、歯科医療の確保に努める等により、在宅歯科医療の推進を図ります。また、医科との連携強化を図ります。

関係団体等は、患者の心身の特徴を踏まえながら治療等を行えるかかりつけ歯科医の普及を推進します。

#### ⑤高齢化に係る対応策の推進

加齢に伴う運動機能の低下による高齢者の骨折・転倒や関節疾患等は、介護が必要となる主な原因ともなっており、転倒防止や食生活管理等、日頃からの健康管理が重要です。

ロコモティブシンドローム（運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態）やフレイル（高齢者が筋力や活動が低下している状態（虚弱））対策には、骨や筋肉の維持のための適切な食生活や運動等、日頃の生活習慣が重要であり、県は、予防の重要性が認識できるよう普及啓発を行うとともに、高齢者に対する食のあり方の普及に取り組みます。また、保険者等においては、必要な対応策について検討を行うとともに、地域の中での日頃からの対策も重要であることから、地域の関係者による検討会・協議会等を通じて、疾病予防・介護予防等を中心に医療・介護が連携した総合的な対策を検討します。

### 【医療の効率的な提供の推進】

#### （１）後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進については、国の「経済・財政再生計画」において、使用割合を80%以上とする目標が新たに位置付けられ、具体的な達成時期については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、平成32年（2020年）9月までとされました。

この国の方針に沿うものとして、本県としても目標の達成に向けた取組を行います。

具体的には、後発医薬品の薬効別や保険者別、二次医療圏別でみた使用割合（数量ベースや金額ベース）等の分析を行い、関係団体間で分析結果の共有を図るとともに、それぞれの役割分担を踏まえた上で、具体的な取組について検討を行います。

また、保険者等においては、被保険者あてに後発医薬品利用差額通知事業を行います。  
関係団体や行政においては、後発医薬品に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

## (2) 医薬品の適正使用（重複投薬及び複数種類医薬品の適正化）の推進

例えば、複数の医療機関にかかり薬効の重複する医薬品が処方される等の重複投薬の場合や複数疾患を有し複数種類の医薬品の投与を受け、副作用の発生や飲み残し等につながることも想定される場合においては、是正が必要と考えられます。

複数種類の医薬品の投与の適否については、一概に判断できないところもありますが、重複投薬や複数種類の医薬品の投与の適正化に向け、医療機関と薬局の連携によるチェック機能の強化や患者のための薬局ビジョンの推進を踏まえたかかりつけ薬局としての役割の発揮に努めます。

保険者等は、レセプト情報を活用した被保険者の服薬状況から、専門家と連携した訪問指導の実施や適切な服用に関する普及啓発を行います。

行政は、地域の病院における後発医薬品採用リストを作成し、後発医薬品の採用情報の共有を図るとともに、県民や医療従事者向けのセミナーを開催し、後発医薬品に対する知識、理解を図るなど、医薬品の安心・安全な服用に係る啓発・情報発信を行っていきます。

### 〔薬局の役割〕

薬局は、医療提供施設として、医薬品等の安全管理体制の整備や調剤を含めた医薬品の販売等に当たっての情報提供・相談応需体制の整備に努めます。

県薬剤師会は、薬剤師の業務の高度化多様化に対応するため、各種研修を実施し、資質の向上を図ります。

県及び県薬剤師会は、「在宅対応可能薬局」の育成に努めるとともに、分かりやすい方法で広報します。また、医薬分業のシステム、メリット、かかりつけ薬局についての普及啓発活動を一層推進します。

県は、薬局機能情報を分かりやすく県民に提供し、相談等に適切に応じる仕組みを制度化することにより、県民等による薬局の適切な選択を支援します。

地域の身近な薬局・薬剤師が、かかりつけ薬局としての機能を発揮することにより、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握・管理、指導の実施が可能となり、多剤・重複投薬の防止や残薬の解消や投与の適正化を目指すことができます。

＊「患者のための薬局ビジョン」：平成27年10月に厚生労働省が策定。患者本位の医薬分業の実現に向け、服薬情報の一元的・継続的な把握、薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携等、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立ち、道筋を示しています。

## (3) その他医療の効率的な提供の推進

国は、国民医療費の 36.8%（平成 27 年度）を占める入院医療費（医科診療のうち入院外医療費は 34.2%）については、病床数と高い相関があるとし、医療費適正化計画における入院医療費目標の算定にあたっては、地域医療構想と整合的に策定するものとしています。

（※医療提供体制の確保等に係る詳細は、地域医療構想を含む第 7 次愛媛県地域保健医療計画をご参照下さい。）

### ①医療提供体制の確保

県では、地域における病床機能の分化及び連携の推進をはじめ、効果的かつ効率的な医療提供体制の確保のため、地域医療構想を含む医療計画を策定し、施策を推進しています。

病床機能の分化及び連携を推進するためには、まちづくりの視点にも留意しつつ、患者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できる体制整備を進めることが重要です。

それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、高度急性期・急性期から回復期・慢性期、疾病予防・介護予防まで含めた切れ目ない連携体制を構築する必要があり、病病連携及び病診連携をより一層進める必要があります。

県境周辺地域では、隣接県の医療機関を利用している実態があり、必要に応じて隣接県の医療機関とも連携を図るよう配慮します。

### ②5 疾病に係る医療体制

#### a がん

本県における死亡原因の第一位であり、検診受診率の伸び悩みが要因の一つともされる中、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」を 3 本の柱とし、がんに対する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや様々な病態に応じて安心して適切な医療や療養等の支援を受けつつ、住み慣れた地域社会で暮らせるよう切れ目ない総合的な対策に取り組みます。

#### b 脳卒中

発症後の後遺症により介護が必要となる等、患者やその家族の日常生活に大きな影響を与えることにもなることから、健診の受診促進等、予防の観点からの普及啓発や相談支援への更なる取組とともに、地域における発症後の速やかな搬送と専門的診療が可能な体制、病期に応じたリハビリテーションや在宅療養が可能な体制の整備に取り組みます。

#### c 心筋梗塞等の心血管疾患

心疾患は、本県における主な死亡原因の上位にあり、発症リスクも高いことから、検診の受診促進等、予防の観点からの普及啓発や相談支援に一層取り組むとともに、日常生活への復帰を可能とする発症後の迅速な専門的治療の提供が可能な体制の整備に取り

組みます。

d 糖尿病

多種多様な合併症により日常生活に支障を来すことが多い慢性疾患でもあることから、早期発見、生活習慣の改善といった予防の観点から、健診受診率向上への取組や保健指導の実施、普及啓発を行うとともに、罹患後の重症化予防の観点から、かかりつけ医と専門医をはじめとする各専門職種との連携や糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進に取り組みます。

e 精神疾患

症状が多様であり、本人が自覚しにくく、家族等周囲の者も気づきにくいという特性を有していることから、重症化してからの受診となることがあり、長期入院の必要や治療の困難さが増す等の弊害が生じていることから、全ての人にとっての身近な病気として、一層の理解を進めるとともに、精神科医療体制の整備に取り組みます。また、疾患の有無や障害の程度に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

### ③情報提供の推進

県民が適切な医療を自ら選択できる環境とするためには、医療機関の医療機能に関する情報を分かりやすく提供する必要があり、県では、えひめ医療情報ネットにより、県内の病院・診療所及び薬局等について、診療科目や時間、診療機能等の情報を提供しています。

また、患者にわかりやすく診療内容を提示し、患者の医療への参加を促すとともに、地域連携クリティカルパスの整備・活用等による患者が継続して安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組みます。

### ④医療の安全の確保

県は、県民からの医療に関する苦情や相談等に対応している医療安全支援センター（松山市も同様の機能を持つセンターを設置）について、相談従事職員の資質向上や他の相談窓口との連携強化による体制強化を推進します。また、安全な医療の確保の観点から、定期的に医療機関に立入検査を実施し、取組状況等について確認するとともに、必要に応じ指導助言を行います。

県は、医療安全推進週間（11月25日を含む1週間）の周知等、医療安全に関する普及啓発の推進にも努めます。

### ⑤医療に関する情報化の推進

診療情報や健診情報の電子化を推進し、保健医療サービスの分析・評価等での活用に努めます。

I C Tを活用した医療機関相互の連携及び医療連携体制の整備を促進するとともに、県民に対する医療機関や疾病等に関する情報の提供を推進します。

県医師会が整備したネットワークシステムを中心に、I C Tを活用した医療機関同士の情報共有と連携を推進します。

#### ⑥医療サービス（訪問看護、リハビリテーション）提供体制の推進

高齢化が進展する中、居宅等において24時間切れ目のない医療サービスが提供されるためには、例えば、訪問看護ステーションの機能強化や訪問看護を担う看護師等の人材確保・養成等の対策を通じて、安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備にも努めるとともに、医療・福祉サービス関係機関との連携の強化が必要です。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の医療連携体制においても重要な役割を担っているリハビリテーションについては、予防から急性期、在宅療養のそれぞれの過程において適切に提供されるよう、医療・介護等の連携体制の構築に努める必要があります。

県は、多段階のリハビリテーションが個々の患者の状況に応じて適切に行われ、医療保険から介護保険への移行等が円滑に行われるよう病床の機能分化・連携のもと、患者への実施計画の十分な説明、医療・介護関係者の連携、サービス提供施設・事業者等に係る情報の提供等を推進します。また、専門的マンパワーの確保や連携体制の整備についても推進します。

#### ⑦介護サービス提供体制の推進

県では、県内の高齢者の現状や将来展望等を踏まえ、2025年を見据えた中長期的な視野に立ち健康づくり・介護予防の施策等も盛り込んだ、地域における高齢者施策の目指す方向を示す総合計画として「愛媛県高齢者保健福祉計画・愛媛県介護保険事業支援計画」を策定しています。

当計画は、病床の機能の分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努めるとともに、それらのサービスを担う介護人材の確保や質の向上にも取り組みます。

また、平成29年度から、予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が地域の実情に応じて、地域の多様な主体を活用した取組ができる地域支援事業へ移行しました。

#### ⑧地域包括ケアシステムの強化

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域の特性に応じた体制整備に取り組んでいます。

具体的には、行政における関係部門間の連携を密にし、健康増進事業と介護保険事業の有機かつ連続的な運用に努め、地域の医師会の協力の下に、かかりつけ医との連携及び協力体制を確立するとともに、高齢者の生涯を通じた健康づくり、介護予防及び自立支援対策を強化します。

県は、在宅医療・介護の連携や多様な主体による生活支援の充実等地域包括支援センターの機能強化を図る取組の支援及び地域包括ケアシステムを支える人材の資質の向上を図ります。

この取組においては、地域の医療・介護関係者等の多職種協働によるネットワークの構築が不可欠であり、市町等におけるその連携に向けた取組の支援等を進めていきます。